

高浜町農業委員会農地利用最適化推進委員の推薦及び募集並びに

選考に関する要領

令和8年3月23日

告示 第5号

(目的)

第1条 この要領は、農業委員会等に関する法律((昭和26年法律第88号)以下「法」という。)第9条の規定に基づき行う、高浜町農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)の推薦及び募集並びに選考について、必要な事項を定めることを目的とする。

(担当する区域)

第2条 法第17条第2項の規定に基づき、各推進委員が担当する区域を、農地利用最適化の推進に係る区域設定(別表第1)のとおり定める。

(推薦及び募集する推進委員の数)

第3条 推薦を求める推進委員の数及び募集する推進委員の数は、7名とする。

(担当する区域)

第4条 法第17条第2項の規定に基づき、各推進委員が担当する区域を、農地利用最適化の推進に係る区域設定(別表第1)のとおり定める。

(資格)

第5条 農業委員会の推進委員になろうとする者は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は推進委員となる事ができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることができなくなるまでの者
- (3) 未成年
- (4) 法律上、農業委員と兼務を禁止されている職にある者

(募集期間)

第6条 募集期間は、令和8年3月23日から令和8年4月16日までとする。ただし、応募期間を過ぎても募集人数に満たない場合は、応募期間を延長する。

(募集等の方法)

第7条 推進委員に推薦する者及び推進委員に応募しようとする者は、次の者を提出しなければならない。

(1) 推進委員を推薦する者

高浜町農地利用最適化推進委員 推薦書(様式1号)

(2) 推進委員に応募する者

高浜町農地利用最適化推進委員 応募申込書(様式2号)

(公表の方法)

第8条 法第9条第2項及び農業委員会等に関する法律施行規則(以下「省令」という。)第7条第3公の規定による推薦の求め及び募集に関し必要な事項の公表は、次の方法によるものとする。

(1) 高浜町掲示場所への掲示

(2) 高浜町ホームページへの掲載

(3) その他、町長が必要と認めるもの

(選考会)

第9条 推進委員を選考するため、高浜町農地利用最適化推進委員選考会(以下「選考会」という。)を置く。

2 選考会は、別表第2に者をもって組織する。

3 選考会に会長を置く。

4 会長は、高浜町農業委員会会長をもって充てる。

5 選考会は、必要に応じ、会長が招集する。

6 選考会の事務は、高浜町農業委員会事務局において処理する。

(選考等)

第10条 推進委員は、選考に当たり、推薦又は応募に応じた者の書類審査を行うとともに必要に応じて、面接その他農業委員会が適当と認める方法により審査を行うものとする。

(決定行為)

第11条 選考会による候補者の決定は、出席した委員の過半をもって行う。ただし、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(選考結果の通知)

第12条 選考の結果については、高浜町農業委員会総会で同意を得た後速やかに、応募者全員に通知する。

(推薦書等の取扱)

第13条 受付した推薦書等は、本委員会の推薦及び募集以外の目的に使用しないものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、推進委員の推薦及び募集並びに選考に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この告示は、令和8年3月23日から施行する。
- 2 この告示は、令和8年8月31日限り、その効力を失う。

別表第 1

和田地区	1名
高浜地区	2名
青郷地区	2名
内浦地区	2名

別表第 2

高浜町農地利用最適化推進委員選考会（第 9 条関係）

委員	高浜町農業委員会会長（会長）、職務代理、研究部会委員
----	----------------------------